

令和8年(2026年)3月定例会・一般質問

①【本市の特別支援学級の現状について】

◆大川秀徳

日本の少子化により義務教育段階の全児童生徒数は減少する一方で、特別支援学級は増加しております。本市の特別支援学級の現状について、以下4点を伺います。

- (1)本市の特別支援学級数と特別支援学級児童生徒数の推移はどうか。
- (2)本市小中学校の全教員のうち、特別支援学校教諭免許を保有する教員は何名いらっしゃいますか。
- (3)本市の特別支援学級における支援員の現状はどうでしょうか。
- (4)本市の特別支援学級の課題は何でしょうか。

◎教育部長

特別支援学級は、障害のある児童生徒や、学習・生活面で支援が必要な児童生徒が個別の支援を受けながら学べる教育の場であり、全ての児童生徒に対して、その特性や支援ニーズに基づき、多様な学びの環境を提供することを目的としております。

さて、1点目のご質問、本市の特別支援学級数とその児童生徒数の推移についてでございますが、平成27年度と令和7年度を比較いたしますと、学級数はこの10年間で、小学校が20クラスから43クラス、中学校が8クラスから14クラスと増加しており、児童生徒数も小学校で81名から247名、中学校で27名から80名と大幅に増加しております。

次に、2点目のご質問、全教員の中で、特別支援学校教諭免許を保有する教員の数についてでございますが、令和7年度は、小学校で教員192名中18名、中学校で教員112名中6名が免許を所有しております。

次に、3点目のご質問、特別支援学級における支援員の現状でございますが、令和7年度は、身体介助を行う学校介助員を6名、学校生活や学習支援を行う学校生活支援員を44名雇用しております。

最後に、4点目のご質問、特別支援学級の課題でございますが、支援ニーズの多様化と複雑化や、経験の浅い教員の専門的なスキル向上の2つが挙げられます。

まず、1つ目の支援ニーズの多様化と複雑化については、近年、知的障害学級においても、自閉症スペクトラム症(ASD)や注意欠如多動症(ADHD)を併せ持つ児童生徒が増加しており、知的発達の段階が似ている場合でも行動特性が一人一人異なるため、少人数クラスにおいても1人の教師での指導が難しくなっております。また、個別支援計画として、サポート・ノート「しとねる」を保護者と共に作り、支援方法や方向性を決めて対応しておりますが、「しとねる」を作成していない児童生徒に対しても、作成している児童生徒と同様に柔軟な対応が求められる場面が増えており、現場でその対応が追いつかないケースが増えております。

これらの課題に対し、教育委員会においては、児童生徒それぞれの状況に応じた支援方法を学校に指導・助言できる特別支援教育相談員を3名雇用しておりますが、さらなる活用を進め、担任教員や学校生活支援員との連携を強化し、より効果的な支援を進めてまいり

たいと考えております。

次に、2つ目の経験の浅い教員の専門的なスキル向上については、特別支援学級の数が増加している一方で、特別支援学校教諭免許を取得していない、または経験の浅い教員が特別支援学級を担当するケースも多く、自立活動などの専門的な支援が十分に行えない場合があるため、支援の質に課題があると認識しております。

この課題に対しまして、教育委員会といたしましては、これまで実施している研修をさらに充実させ、専門性を高める取組を強化し、教員のスキル向上に努めてまいりたいと考えております。

②【本市で障がい児を育てていくための環境について】

◆大川秀徳

障がい児(18歳未満)・障がい者(18歳以上)に対する福祉は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)で「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」ことと明記され、地域での暮らしも含めた総合的な支援を行うこととしております。

本市の障がい児を育てていく環境について、以下3点を伺います。

(1)本市の障がい児放課後等デイサービスの現状はどうか。

(2)本市の障がい児ショートステイの現状はどうか。

(3)本誌で障がい児を育てていくための環境を他市町と比較した場合、本市の特徴や優れている点は何か。また一方で、不足している点や課題は何でしょうか。

◎こども健康部長

1点目のご質問、障がい児放課後等デイサービスの現状でございますが、放課後等デイサービスとは、学校の授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う療育のサービスでございます。

市内の放課後等デイサービス事業所は、令和8年1月末時点で12か所ありますが、さらに令和8年4月から1事業所が新たに開所する予定となっております。利用者につきましては、令和6年度末では165名でしたが、令和8年1月末時点では201名と大幅に増加しており、今後も利用者数は増加していく傾向が見込まれております。なお、現時点では、一部の事業所に空きがあり、放課後等デイサービスを利用できず待機となっているお子さんはおりません。

また、本市では年長児の保護者を対象に、保護者の疑問や不安を解消するため、令和5年度から放課後等デイサービス説明会を市内の事業所にも参加してもらい、毎年開催をしております。説明会では、事業所ごとの個別ブースを設け各事業所の療育の内容などを紹介したり、サービス利用の流れを説明し、就学後の療育について相談できる場を設けています。

次に、3点目のご質問、本市の特徴や優れている点、不足している点や課題についてでございますが、本市の特徴や優れている点としましては、まず、放課後等デイサービスを利用するために必要なサービス等利用計画を作成する相談支援専門員が、基本的には全ての利用者に担当としてついているため、利用者や家族の相談相手になったり、事業所と家

族とのつなぎ役となることで利用者が安心してサービスを利用できるような体制になっています。

また、市内事業所のそれぞれに特色がある点が挙げられます。例えば、重症心身障害児や医療的ケア児に対応する事業所があるほか、運動療育に特化しているところ、あるいは進路相談もできるところなど、お子さんの特性や保護者の意向に合わせた事業所を選択することができます。

次に、不足している点や課題としましては、事業所同士が情報共有し合える場が少ないことが挙げられます。そのため、事業所によって療育の内容や、保護者支援等に差が生じてしまっています。

こうしたことから、来年度以降、既存の障がい者総合支援協議会の子ども部会に、新たに放課後等デイサービスの事業者が集まる部会を設置し、事業所の管理者や現場の支援員を対象とした情報交換やスキルアップ研修などの実施を予定しており、市内全体の療育の底上げに努めてまいりたいと思います。

◎福祉部長

ご質問の2点目、本市の障がい児ショートステイの現状についてお答えさせていただきます。

障がい児ショートステイは、障害者総合支援法に基づく短期入所として実施されており、在宅で障がい児を養育されている保護者が病気、就労、冠婚葬祭等のやむを得ない事情により一時的に養育が困難となった場合に、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスでございます。また、保護者のレスパイト（休息）支援という観点からも重要な役割を担っております。

さて、本市における障がい児ショートステイの現状でございますが、現在、市内に障がい者のショートステイ事業所が2か所あり、そのうち障がい児を受入れ可能な事業所は1か所でございます。利用実績は、昨年度が利用者数6名で延べ281日、今年度が昨年12月末現在で利用者数9名、延べ277日の利用でございました。特に、夏休み等の長期休暇期間や緊急時の利用ニーズが高い傾向があります。

一方で、課題といたしましては、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な児童や常時の見守りが必要な重症心身障がい児、強度行動障がいのある児童につきましては、専門的なスキルを持つ職員の配置や設備の確保が必要となるため、受入れ可能な事業所が限られている状況でございます。また、施設の多くは成人向けのものであり、障がい児に適したものではない場合も多く、様々な課題があるのも現状でございます。

本市におきましては、事業所との定期的な情報共有や受入れ調整を行い、医療機関や相談支援専門員との連携強化を図るとともに、必要に応じて広域利用も活用し、サービス確保に努めているところでございます。今後も利用ニーズの把握を継続するとともに、関係機関との連携強化を図り、障がい児やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実に取り組んでまいります。